

令和2年3月3日

保護者 様

京都府立八幡支援学校
校長 神崎 博夫

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間中の対応について

本校臨時休業期間において、児童生徒は各家庭及び福祉事業所等における対応を基本としていますが、福祉サービスの人員確保困難等のやむを得ない理由により児童生徒の居場所が確保できない場合に限り、学校として下記の対応を行います。該当される御家庭においては、連絡をお願いします。

記

- 1 やむを得ず受け入れる場合の要件について
 - (1) 自宅及び福祉サービス等で児童生徒の居場所が確保できない場合
 - (2) 発熱や咳等の風邪の症状がないこと
- 2 期 間 令和2年3月5日（木）から臨時休業終了日まで
ただし、3月6日（金）と12日（木）を除く（卒業式実施のため）
- 3 受入時間 原則9時から13時45分まで（水曜ダイヤ）
- 4 登下校方法 スクールバスを5日から運行します。
保護者送迎も可とします。
- 5 昼 食 弁当を持たせてください。
- 6 申し込み方法 前日の15時までに、電話により副校長・総括主事に申し込んでください。